

一般社団法人浅草観光連盟定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人浅草観光連盟と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

- 2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目 的)

第3条 当法人は、浅草の特殊性を生かし、観光文化並びに交通の諸事業の指導育成を図り、もって浅草の振興を促進し、国際的観光地として発展させることを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 浅草の観光に関する一切の事業
- (2) 浅草商工業の振興に寄与する一切の事業
- (3) 浅草文化の研究、調査、指導及びこれらに関する事業の実施
- (4) 浅草に於ける交通対策についての行政機関に対する意見提案及び協力
- (5) 都市美を基調とする宣伝媒体の統制指導
- (6) 浅草に関する図書の出版
- (7) 浅草に関する物品の販売
- (8) 浅草に関する画像・動画等の配信事業
- (9) 官庁並びに団体との連絡提携
- (10) その他当法人の目的達成に必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(社員)

第6条 当法人は、浅草を愛好し、浅草の開発発展に寄与する個人又は団体であつて、第3条の目的に賛同し、第8条の規定により入社した社員（以下「社員」という。）をもって構成する。

(社員の種別)

第7条 当法人の社員は、正会員、特別会員及び賛助会員の3種とする。

2 正会員は、当法人の目的に賛同して入社した個人又は団体とする。

3 特別会員は、正会員のうち別に理事会が定める会員規程（以下、単に「会員規程」という。）による特別会費を納付する個人又は団体とする。

4 賛助会員は、正会員のうち会員規程による賛助会費を納付する個人又は団体とする。

(入社)

第8条 当法人の社員になろうとする者は、理事会が別に定める入会届により申込みをし、第6条の入社資格を有することについて会長及び副会長の過半数の承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第9条 社員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員規程により、社員になったとき及び翌事業年度以降毎年、社員の種別に応じ一定の会費を支払う義務を負う。

2 納付された会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

(退社)

第10条 社員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

る。

- (1) 本定款その他の当法人の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は第3条の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

- (1) 当該社員が支払期限を6か月経過しても第9条第1項の会費の支払義務を履行しなかったとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他当法人の業務の執行に必要な事項及びその他社員総会で決議するものとして定款で定めた事項

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対

し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 3 総会を開催するときは、開催日の1週間前までに会員に対して通知する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員は、各1個の社員総会における議決権を有する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、この定款に別段の定めある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 総会に欠席する社員は、書面による委任状により、出席する社員に議決権の行使を委任することができる。委任状を提出した社員は総会に出席したものとみなす。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 会則の変更
- (4) 解散

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議長及び議長が指名し総会の承認を得た出席理事2名は、前項の議事録に署名押印する。

第4章 役員

(役員を設置)

第21条 当法人は、次の役員を置く

- (1) 理事9名以上
- (2) 監事1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以上を副会長、2名を会計理事とする。
- 3 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員並びに社員が団体である場合における当該団体の役員、株主、会員（社員）、従業員及び組合員の中から社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定し、会長をもって代表理事とし、副会長をもって業務執行理事とする。
- 3 会計理事は、理事の中から会長が指名する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括執行する。当法人の日常の業務は、会長の判断で決定執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において定めるところにより、その業務を分担執行する。また、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 4 会計理事は、会長の指揮を受け当法人の経理を司る。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監事の理事会への出席義務)

第25条 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事、監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(評議員、顧問及び相談役)

第28条 当法人に、評議員、顧問及び相談役を置くことができ、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 評議員、顧問及び相談役は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 評議員、顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(評議員、顧問及び相談役の職務)

第29条 評議員、顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる

第5章 理事会

(理事会の設置及び構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 重要な業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止
- (5) その他この定款に定める事項

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会を構成する各理事が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印又は記名押印す

る。

(理事会規則)

第37条 理事会に関する事項については、法令及びこの定款で定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年の6月30日までの年1期とする。

(剰余金の不分配)

第39条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

(事業年度計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て直近の社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出しなければならない。なお、貸借対照表及び損益計算書については、総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第45条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(規程)

第46条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て規程として別に定める。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年6月30日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第48条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所	東京都台東区寿2丁目5番7号
設立時社員	小田切 満寿雄
住 所	東京都台東区浅草1丁目19番3号
設立時社員	富士 滋美
住 所	東京都台東区花川戸2丁目13番4号
設立時社員	松原 喜一郎
住 所	東京都台東区浅草2丁目3番22号
設立時社員	白倉 儀輝
住 所	東京都台東区浅草5丁目15番4号
設立時社員	北村 昌丈
住 所	東京都台東区雷門1丁目14番6号
設立時社員	矢野 良彦
住 所	千葉県松戸市小金きよしヶ丘1丁目13番地の8
設立時社員	矢島 弘之
住 所	東京都台東区浅草2丁目1番15号
設立時社員	辻 信之

(法令の準拠)

第49条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人浅草観光連盟設立のため、設立時社員小田切満寿雄外7名の定款作成代理人弁護士笹浪雅義、同弁護士深瀬仁志は、本定款を作成し、これに署名する。

平成28年4月11日

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員

定款作成代理人

住 所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸ビル12階1201区 卓照綜合法律事務所

弁護士

定款作成代理人

住 所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸ビル12階1201区 卓照綜合法律事務所

弁護士